

政治資金規正法の問題点

現在考えられる論点

- 立て替え金の処理方法
- 寄付をした者とは
- 借入金と寄付の区別基準
- 会費と寄付の区別基準
- 寄付金控除のための書類の交付後の取扱
- 政治団体の代表者の責任
- 現物寄付を受けた場合の記載方法
- ダミーの政治団体とは
- 虚偽記載と記載ミスの区別基準

●過去3年間の収支報告書の訂正件数

総務大臣届出分 (平成20年末の届出政治団体 3,931 団体)

平成19年 504 件

平成20年 314 件

平成21年 249 件

地方選管届け出分は不明 (平成20年末の届出政治団体 約60,000 団体)

○総務大臣届出各種政治団体だけに限ってみても、非常に多くの団体が政治資金収支報告書の訂正を行っている。

記載ミスとして訂正が認められるのはどのような場合で、虚偽記載と認定されるのはどのような場合かあいまいである。つまり、上記の訂正団体がすべて虚偽記載の罪に問われる可能性があり、全ては捜査当局の裁量に任されている。

○政治資金規正法上は、全てのお金の出し入れを記載するのが原則ではある。

しかし、例えば、事務所職員が事務用品を購入する際に立て替えた場合などは貸付として記載する必要はないなど、その入出金のどの範囲まで報告書に記入するのか明確なルールがない。

○政治資金規正法では、直接の寄付者を記載することのみが求められている。ところが、西松事件ではその原資が問われている。寄付を受けた政治団体はどこまでその原資を明らかにする義務があるのか、この際明確にすべきである。

○収支報告書の虚偽記載について「連座制」のような形で政治家の責任を取らせるべきとの意見について、収支報告書の会計処理実務者のミスなどで議員辞職しなければならないとしたら、現実的に政治活動は成り立たない。